

生駒市生涯学習自主学習グループ登録等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が心豊かに生きるため、教育・芸術・文化・福祉などの各分野において、自らの必要に応じて、自らの意思で自発的に生涯を通じて学習活動を行う団体(以下「自主学習グループ」という。)の登録等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(自主学習グループの活動)

第2条 自主学習グループの学習活動は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 教育・芸術・文化・福祉などの自主学習に関する活動
- (2) 生涯学習意識の普及、啓発に関する活動
- (3) 人権教育の推進に関する活動
- (4) その他、生涯体育を除き、生涯学習の推進に関する活動

(登録要件)

第3条 自主学習グループの登録要件は、次のとおりとする。

- (1) 学習活動に深い理解と熱意があり、学習成果を活かして地域や社会に貢献できる団体
- (2) 市民5名以上の会員で構成された団体(原則として、会員は、市民又は生駒市に通勤・通学する者とする。)
- (3) 定例の学習活動を年6回以上行い、かつ、常時市民に公開又は発表できる団体
- (4) 総合発表会(自主学習グループフェスタ)に参加できる団体、もしくは、開催に際して協力できる団体
- (5) 発足して1年を経過し、かつ、直近で1年以上継続して活動している団体

2 前項第1号における「学習成果を活かして地域や社会に貢献」及び同項第3号における「常時市民に公開又は発表」とは、概ね次の各号に掲げる活動をいう。

(1) 生駒市生涯学習まちづくり人材バンク設置要綱における人材バンクへの登録

(2) 生駒市の広報紙及びホームページに掲載し、広く市民を対象とする公共・公益性のある学習会の実施

(3) その他生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地域や社会への貢献活動として認める活動

3 第1項の条件を満たす団体であっても次の各号の一に該当する団体は登録を認めない。

(1) 専らの営利のための事業を行い、又は他の営利事業に団体の名称を利用させるような行為をしている団体

(2) 講師が個人から月謝を取って指導している団体

(3) 講師（謝礼を受け取っている者に限る。）が生徒を集めて作った団体

(4) 運営に講師（謝礼を受け取っている者に限る。）が関わっている団体

(5) 特定の政党その他の政治団体を支持し、若しくはこれに反対する目的を持って活動している団体又は公の選挙若しくは投票において特定の人を支持し、若しくはこれに反対する目的を持って署名活動や反対運動などの政治的行為を行う団体

(6) 特定の宗教のための宗教活動をしている団体

(7) 行政から他に補助金を支給されている団体

（登録申請）

第4条 自主学習グループの登録をしようとする団体の代表者（原則、市民とし、団体を総括する者をいう。）は、生涯学習自主学習グループ登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、教育委員会に提出しなければならない。

（1）会則又は規約

（2）会員名簿（会員の氏名、住所（町名までで可）及び役職が記載されているもの。ただし、会員である市民のうち5名については、住所（番地まで）及び電話番号が記載されていること。）

（3）現年度の生涯学習活動計画書（様式第2号）

（4）前年度の生涯学習活動報告書（様式第3号）

（5）その他教育委員会が必要と認める書類等

2 前項の登録申請において、継続して次年度の登録を受ける場合の申請期間は2月1日から2月末日までとする。

3 当該年度に新たに登録を希望する団体の申請期間は4月1日から11月30日までとする。ただし、この登録申請は一度限りとし、次年度以降においては前項の規定によるものとする。

（登録）

第5条 教育委員会は、第3条に規定する要件を備える団体から前条の登録申請があった場合は、速やかに審査を行い、適当であると認めたときは自主学習グループとして登録する。

2 前条第2項に該当する団体は、4月1日から登録を認める。

3 前条第3項に該当する団体は、申請の日から2ヶ月を経過した日をもって登録を認める。

4 第2項及び第3項による登録期間は、登録の日から当該年度の3月31日までとする。

5 自主学習グループに登録された団体は、学習内容の社会還元に向けて資質の向上と団体間の交流を図るものとする。

(変更届等)

第6条 自主学習グループは、次の各号に該当したときは、その日から15日以内にそれぞれ当該各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 代表者若しくは役員が変更となったとき、又は会則若しくは規約を変更したとき 自主学習グループ代表者等変更届(様式第4号)

(2) 登録資格にあたらなくなつたとき、又は自主学習グループの登録を取り消したいとき 自主学習グループ登録抹消届(様式第5号)

(活動報告)

第7条 自主学習グループは、第4条の登録申請にかかわらず登録期間における生涯学習活動報告書(様式第3号又は様式第6号)を作成し、教育委員会が定める日までに提出しなければならない。

(登録の取消)

第8条 教育委員会は、自主学習グループが次の各号の一に該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する学習活動以外の活動を行うとき。

(2) 第3条第1項の各号の規定に反するとき。

(3) 第3条第3項の各号の規定に該当したとき。

(4) 第4条第1項の申請の内容に偽りのあったとき。

(5) 社会的信用を失墜するほか本要綱の趣旨に反する活動をしたとき。

(6) 自主学習グループより取り消しの申し出があったとき。

(7) その他教育委員会が自主学習グループとして不適格と認めたとき。

(登録グループの紹介)

第9条 教育委員会は、市民及び行政機関等の求めに応じ、登録グループに関する情報を提供する。

(紹介の拒否)

第10条 教育委員会は、営利事業、宗教活動又は政治的活動を目的として、登録グループの紹介を求めるものについては、紹介を拒否する。

(指導及び監督)

第11条 教育委員会は、この要綱の適正な実施を確保するため必要と認めるときは、登録グループに対して指導及び監督を行うことができる。

(事故)

第12条 登録グループが学習活動に伴い発生した事故及び損害については、教育委員会は責任を負わないものとする。

(施行の細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の生駒市生涯学習自主学習グループ登録等要綱により登録を受けている団体は、施行日において第4条の規定による登録を受けているものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

- 1 この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に存する改正前の生駒市生涯学習自主学習グループ登録等要綱の様式第1号については当分の間なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の生駒市生涯学習自主学習グループ登録等要綱の様式による報告書等は、当分の間、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。